



北区立学校給食用物資納入にかかる 令和8年度からの変更点

令和7年10月

北区教育委員会事務局学校支援課

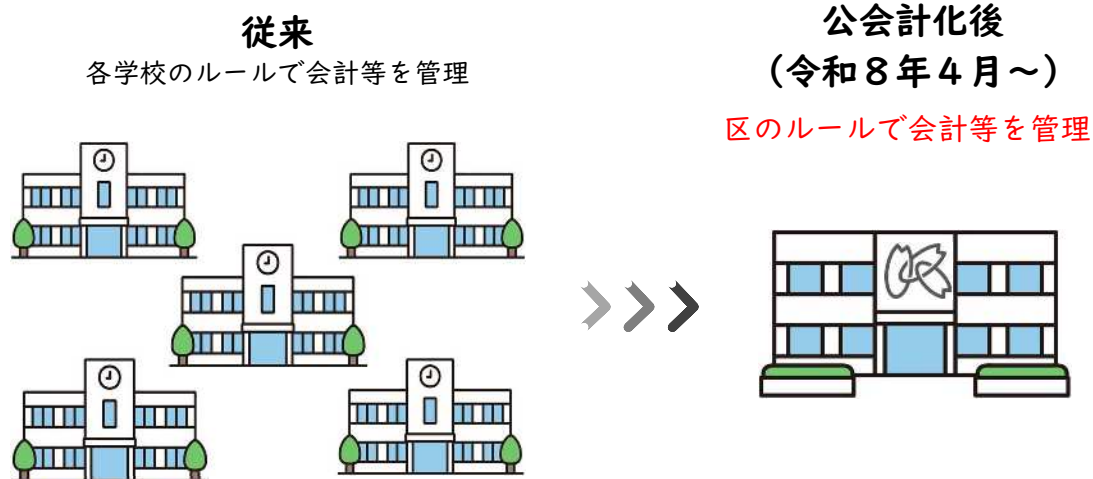
1

目次

- 1 学校給食費の公会計化とは・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 公会計化による変更点（令和8年4月～）・・・・ 4
- 3 北区立学校給食用物資納入事業者登録制度・・・・ 6
- 4 入金方法・スケジュールの変更・・・・・・・・・ 13

2

Ⅰ 学校給食費の公会計化とは



3

2-1 公会計化による変更点

従来通り変更はありません



変更があります



4

2-2 ご協力いただきたいこと

- 1 北区立学校給食用物資納入事業者登録制度
- 2 登録内容の変更・取消にかかる申請
- 3 請求書の提出方法・タイミング

5

3-1 北区立学校給食用物資納入事業者登録制度とは



- 1 登録することにより学校給食用物資を納入することができます。

2 有効期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

▶年度途中も登録申請は随時受付を行います。

▶更新時期が近付いたら、北区ホームページ等でお知らせします。

6

3-2 事業者登録から契約の流れ



事業者
登録申請

- ・令和7年11月28日(金)必着
- ・電子申請、窓口持参または郵送

審査

- ・区にて納入事業者に適しているかを審査
- ・必要に応じて電話確認または修正依頼

審査結果
通知

- ・2月頃に審査結果を通知

各校と
契約

- ・3月以降、各校と随時契約
- ・「登録認定証」のコピーを各校との契約書に毎年添付

7

3-3 事業者登録申請方法



	受付時間等	受付場所等
電子申請	—	
窓口持参の場合	土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時	北区役所滝野川分庁舎1階4番窓口 (北区滝野川2-52-10) 北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係
郵送の場合	—	〒114-8546 北区滝野川2-52-10 北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係

8

3-4 事業者登録申請書



9

3-5 事業者登録申請における必要書類



① 申請書

② 営業許可書の写し

- ・ 北区立学校に給食物資を納入する食材に係るすべての許可書
- ・ 北区保健所で許可を受けている場合は、提出省略可

③ 食品衛生監視票の写し

- ・ 発行日が申請日から1年以内のもの
- ・ 食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出

④ 振込口座が確認できる書類の写し

- ・ 食材調達費を受け取る口座の金融機関名（金融機関コード）、支店名（支店コード）、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が確認できる書類（通帳の写し等）
- ・ ネット銀行（実店舗を持たず、オンライン上でのみ銀行サービスを提供する金融機関）の口座は指定不可

食品衛生監視票の提出が間に合わない場合

- ① 区に連絡
- ② 食品衛生監視票以外の必要書類を令和7年11月28日(金)までに提出
- ③ 食品衛生監視票が整い次第、窓口持参又は郵便にて速やかに提出



3-6 事業者登録審査結果

[illegible]

- 1 審査結果は2月頃に送付予定
- 2 「登録認定証」のコピーを各校との契約書に毎年添付
▶ 5年間大切に保管ください。



3-7 事業者登録認定後について

- ## Ⅰ 登録内容に変更が生じた場合
- 「北区立学校給食用物資納入事業者
登録変更申請書」等の提出

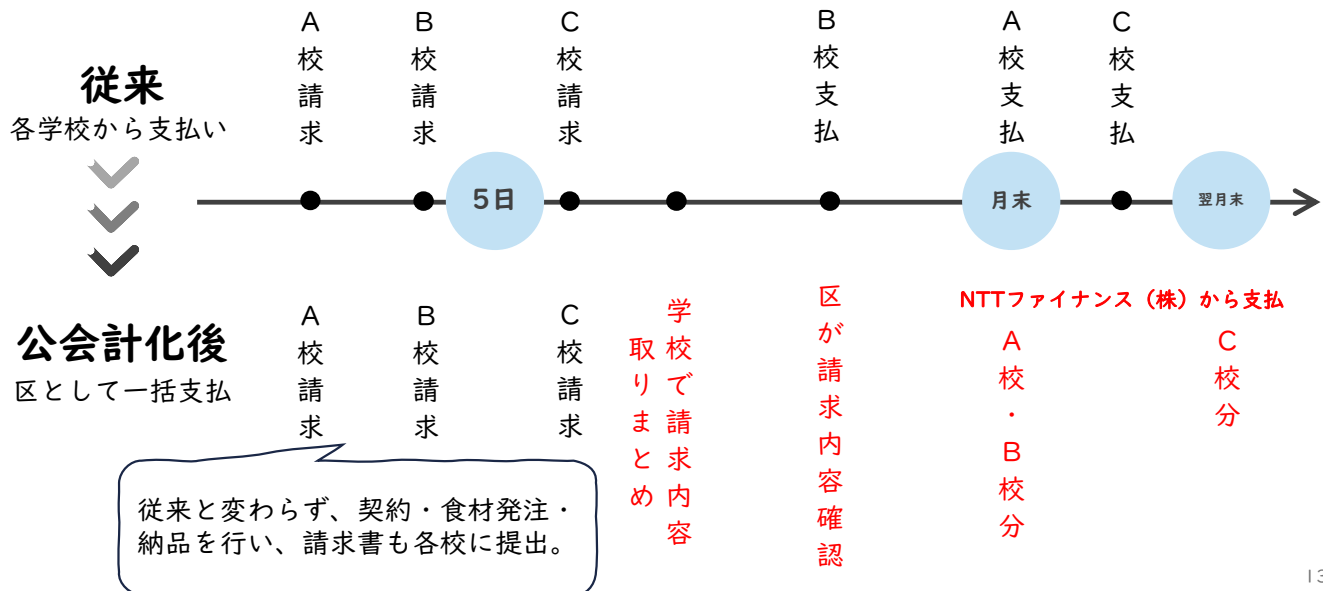
- ## 2 登録を取消したい場合

北区及び納入先学校への連絡・

「北区立学校給食用物資納入事業者登録取消
申請書」の提出

毎月15日までに申請いただいた内容を次月支払から反映

4-1 入金方法・スケジュール



13

4-2 請求書必要事項



請求書

① 北小学校様

② 令和5年5月1日

③ 北沢町1-959
Aビル
代表 〇〇 〇〇

④ 請求額 99,000円

⑤

品名	単位	数量	単価	金額
SP1000	個	100	1000	100,000
SP2000	個	100	1000	100,000
SP3000	個	100	1000	100,000
SP4000	個	100	1000	100,000
SP5000	個	100	1000	100,000
SP6000	個	100	1000	100,000
SP7000	個	100	1000	100,000
SP8000	個	100	1000	100,000
SP9000	個	100	1000	100,000
SP10000	個	100	1000	100,000
合計		1000		1,000,000
消費税				99,000
合計				1,099,000

1 学校長名

2 請求日

※請求日が5日であっても
6日以降に提出になると翌月末支払

3 債権者の住所・氏名

4 請求金額

5 請求金額の内訳

14

4-3 支払いに関するご依頼



- 1 請求書は原則5日までに提出
提出月末日までにお支払い予定
例) 6月4日に学校へ提出 →6月30日までに支払
6月7日に学校へ提出 →7月31日までに支払
- 2 消費税10%の食材を納品する場合は
納品書及び請求書の欄外に★印を記載
- 3 食材と消耗品は別契約となるため請求書を分ける

15

4-4 その他

1 振込人名義

「エフティファインス(カ)」（表記は金融機関に依拠）
令和9年度以降変更がある場合は、HPに掲載



2 年度切り替え

令和8年4月に喫食予定の食材支払分から公会計化対象
納品書や請求書内に、令和7年度と令和8年度の内容が
入り混じる場合は、各学校の栄養士と相談

16

ご協力いただきたいこと

1 北区立学校給食用物資納入事業者登録制度

令和7年11月28日(金)必着

2 登録内容の変更・取消にかかる申請

毎月15日までの提出

3 請求書の提出方法・タイミング

毎月5日までの提出、食材と消耗品で分ける
消費税10%の食材は欄外に★印を記載（納品書も）

17

ご清聴ありがとうございました

18